

営業保証金・弁済業務保証金引き上げ

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

昨年4月に旅行業法施行規則の改正により営業保証金の引き上げが行われ、同時にJATA、ANTAの弁済業務規約も改定され、営業保証金軽減措置である弁済業務保証金分担金も引き上げられました。

引き上げから1年少々が経過しましたが、引き上げに至った背景など改めて振り返ります。

引き上げのきっかけは、あの会社の経営破綻

観光庁が平成29年8月31日付で発表した「新たな時代の旅行業法制に関する検討会 経営ガバナンスワーキンググループ とりまとめ」(以下、「とりまとめ」)に営業保証金(弁済業務保証金分担金)の引き上げについて言及されています。このワーキンググループは、同年3月の(株)てるみくらぶの経営破綻を受けて再発防止策を策定するために設けられたもので、「とりまとめ」には旅行者の企業ガバナンスの強化と消費者への弁済制度のあり方の見直しが行われました。その結果、不適切事例の報告を受けるための通報窓口設置や決算書類の提出(第1種旅行者が毎年提出)の義務付けなどの防止策が実施されることとなり、そのひとつとして営業保証金(弁済業務保証金分担金)の引き上げとなりました。

引き上げは第1種旅行者のみ

旅行者のうち、第2種、第3種、地域限定旅行者については改正はなく、第1種旅行者のみ、自社で企画・実施する海外募集型企画旅行の取引額が年間8億円以上の場合に限り、その弁済業務保証金分担金が引き上げられることになりました。

なぜか。弁済業務保証金制度による弁済の実績では、全件数の8割弱で認証申し出額の全額が弁済され、残りの2割強においても全額に近い弁済がされており、弁済業務保証金制度は有効に機能していました。しかしながら、同社の経営破綻は比較的取引額が大きな旅行者の倒産に対しては限界があることを露呈してしまい、とりわけ旅行者の旅行代金が高額になる海外募集型企画旅行の取引額が大きい旅行者の経営破綻にどう備えるかが議論の焦点となりました。

仮に、同社の事案のような場合であっても十分な弁済を行えるまでの水準に弁済業務保証金分担金の額を引き上げれば、その額は大幅な上昇につながり旅行者の経営圧迫要因となるとともに、ひいては消費者の負担増につながる恐れもあり、また、モラルハザード(弁済業務保証金制度を悪用した倒産などを招くこと)にもなりかねません。

そこで、弁済業務保証金分担金の額の見直しにあたっては海外募集型企画旅行の取引額のみを考慮することとし、引き上げの対象を第1種旅行者に限定しました。また、海外募集型企画旅行の取引額

が比較的小規模な場合には従来の分担金の額でも十分な弁済を行っていることから、海外募集型企画旅行の取引額によって納付する分担金の額を定める弁済業務規約「別表第2」を新設しつつも、取引額8億円未満の場合では分担金の額を「0円」として負担を抑えています。更にボンド保証制度への加入促進により、弁済業務保証金分担金の大幅な引き上げを抑制しながらより実効性のある弁済業務保証金となるように工夫がなされています。

こうして総取引額に応じた弁済業務保証金分担金同規約「別表第1」と、海外募集型企画旅行の取引額に応じた分担金同規約「別表第2」を定め、両者の合計額を弁済業務保証金分担金の額とする改正がなされたのです。

このような経緯から、第1種旅行者においては納付しなければならない弁済業務保証金分担金の算出が少々複雑になってしまいました。会員の皆様からは弁済業務保証金分担金の追加納付をいただくことが多かった。取引額から弁済業務保証金分担金の額を検索し取引額報告書が簡単に作成できる電子ファイル(Excel形式、当協会保証社員専用)をウェブサイト上に用意しておりますので、ぜひ、ご活用下さい。

(杉原)